

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

項目	質問	回答
GXFC_組織・活動	・GXFCへ入会するメリット・デメリットは何か。 ・GXFC会員に求められる義務はあるか。	GXフューチャー・コンソーシアム（以下「GXFC」）会員は、GXに関する情報発信やセミナーを実施する「GXフューチャー・アカデミー」に参加することができます。また、GXFC会員はGXフューチャー・リーグ（以下「GXFL」）へ入会することができます。 義務としては、GXFC規約を遵守いただく必要があります。
GXFC_組織・活動	・GXFC会員は毎年度の排出量実績報告の義務などはないか。	GXFC会員においては、排出量実績報告等の義務はありません。
GXFC_組織・活動	・GXFCへの入会は任意か。	GXFCへの入会は任意です。
GXFC_組織・活動	・入会にあたり登録料・手数料・年会費などの費用は必要か。	GXFC規約第6条で定めております通り、今後運営会議が会費徴収を求める可能性もございますが、現時点で具体的に予定しているものはありません。 また、GXFLにおいては入会費・年会費等は発生いたしません。
GXFC_組織・活動	・GXFCには中小企業も入会できるか。	企業規模・業種・業態・排出量の多寡等にかかわらず、GXFCの目的・理念に賛同する法人であればどなたでも入会できます。
GXFC_組織・活動	・GXFC及びGXFLにおいて、GXリーグで設けていた「Group G/X」のような区分は設けられるか。 ・GXGXFLで設けていた「Group G/X」の区分を設けない理由は何か。	GXFC及びGXFLでは、排出量の多寡などに応じたグループの分類は設定いたしません。 なお、GXリーグでは自主的な排出量取引制度を試行的に実施していたところ、排出量実績報告の要件を区分に応じて設定する（排出量が少ない企業の報告負担を軽減する）観点等から、排出量の多寡に応じた区分を設けておりました。
GXFC_組織・活動	・経済産業省が「次期GXリーグ」と呼称していたものがGXFCである理解でよいか。	「次期GXリーグ」と呼称していたGXリーグの活動の発展と、TCFDコンソーシアムの活動をあわせて、GXFCとしています。
GXFC_組織・活動	・当社は直接排出量・間接排出量が少なく、削減のインパクトも小さいが、どのような立ち位置で参加したらよいか。	直接・間接排出量が少ない企業におかれても、GX需要創出やサプライチェーンでの排出削減の実現、円滑なGX資金の供給及びこれらに関するルール形成に対して意欲的に取り組んでいただくことを期待しております。
GXFC_組織・活動	・入会にあたり、定期的な会議や年次提出物などはどの程度となる見込みか。	GXFC会員に関しては定期的な会議や年次の提出物は求めておりません。 なお、GXFL会員ではワーキング・グループに属しない限り定期的な会議はありませんが、毎年度、排出量実績報告やコミットメントの取組進捗報告が必要となります。
GXFC_組織・活動	・GXFCにおいてロゴマークは新たに策定されるか。 ・コンソ会員はロゴマークを使用できるか。 ・ロゴマーク使用に際しての注意点を教えてください。	GXFC会員が利用可能なロゴマークを作成予定です。ロゴマーク作成後、ロゴマーク使用規約を策定・ご案内する予定です。
GXFC_組織・活動	・TCFDコンソーシアムで実施していたラウンドテーブルは今後も継続されるか。 ・GXFC会員でも、ラウンドテーブルの投資家として参加できるか。	ラウンドテーブルは「開示・金融WG」が成立しましたら、当該WGの活動の一環として継続する予定です。ラウンドテーブルの参加者範囲は今後検討いたします。
GXFC_組織・活動	・今後の制度設計・運用等に関し、企業に対してヒアリングを行う予定はあるか。	現時点で、企業に対するヒアリング等の具体的な予定はありませんが、GXFCに関しご意見・ご提案等ございましたら、問合せ先までご連絡ください。
GXFC_入会手続	・当社はTCFDコンソーシアム会員である。GXFCへの入会手続きは必要か。 ・当社はGXリーグ会員である。GXFCへの入会手続きは必要か。 ・自動移行にあたり署名押印などの手続きは必要か。	2026年3月末時点でTCFD会員又はGXリーグ参画企業の場合、辞退の届出をいただかない限り、自動でGXFC会員に移行いたします。特段、新規の手続きは必要ありません。 なお、GXFLへの入会には「GXフューチャー・リーグ意向確認書」（以下「意向確認書」）の提出が必要となります。
GXFC_入会手続	・仮にGXFCへの自動移行を希望しない場合、「TCFDコンソーシアム」と「GXリーグ」のどちらも会員である企業の受付日（3/20 or 3/31）はいつか。	TCFDコンソーシアムとGXリーグそれぞれの事務局に対し、期日までにご連絡をお願いします。
GXFC_入会手続	・当社は現在、TCFDコンソーシアム・GXリーグについて親会社として参画している。今後GXFLに入会する組織境界内の子会社を明記するにあたり、当該子会社も個別にGXFCへの入会が必要か。	TCFDコンソーシアム又はGXリーグにおける代表参画企業の組織境界に含まれる子会社等も、自動でGXFC会員に移行いたします。については、再度個別にGXFCへの入会手続きをとる必要はありません。
GXFC_入会手続	・当社はGXリーグ参画企業に求める取組を未報告だが、GXFCへの自動移行対象となるか。	ご質問のケースにおいても、GXFCへの自動移行の対象となります。 GXリーグにおけるお早目の報告をお願いいたします。
GXFC_入会手続	・GXFC会員とGXFL会員の関係について教えてください。	GXFL会員はGXFC会員のうち、意向確認書を提出した企業が会員とされます。 詳細は説明会資料をご覧ください。
GXFC_入会手続	当社は現在、TCFDコンソーシアムとGXリーグの双方に参画しているが、 ① GXFLへの自動移行に際しては、1社での入会として統合されるのか。 ② TCFDコンソーシアムとGXリーグで窓口担当者（連絡先）が異なるが、どのような扱いとなるか。 ③ 窓口担当者（連絡先）を統合・変更したいが、どのような手続きが必要か。	① 双方の会員（代表参画企業）が同一である場合は、1社として移行・登録されます。 ② 両ご担当者を、「GXFCご担当者」として登録いたします。その場合、事務局からのご連絡は双方にいく形となります。 ③ 窓口担当者（連絡先）を統合・変更されたい旨と、新規ご担当者情報を、事務局あてにメールでご連絡ください。
GXFC_入会手続	・GXリーグからGXFC会員に移行する場合、代表参画企業の組織境界に含む子会社等も自動移行となるのか。 ・親会社が入会する際、孫会社も親会社のグループ扱いとなるか。	GXリーグにおける組織境界に含む子会社等も「GXFC会員」となります。 組織境界は任意に設定可能ですので、孫会社も組織境界に含むことができます。
GXFC_入会手続	当社ではTCFDコンソーシアムにはグループで入会している一方、GXリーグには当該グループの傘下事業会社が個社として入会している。その場合、自動移行によりどのような取扱いとなるか。	片方ではグループ、もう片方では個社として参画している場合、自動移行によってダブルカウントされます。 事務局としてこれにより生じる問題は認識しておりませんが、整理されたい場合は、その旨を事務局にご連絡ください。

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFC_入会手続	<ul style="list-style-type: none"> グループでの入会は可能か。又は個別企業毎に入会が必要か。 GXFCにグループとして参加する場合、すべての子会社を含めて参加する必要があるか、それとも任意で良いか。 	<p>グループでの入会が可能です。 GXFC会員とする子会社等は任意に設定可能です。</p>
GXFC_入会手続	<p>GXFCに対し、親会社が一部連結子会社を対象として入会し、一部別子会社は単体で入会することは可能か。</p> <p>また、その場合の手続きを教えてください。</p>	<p>可能です。単体で入会されたい子会社が、事務局宛てに単体での入会の意向をご連絡ください。 (親会社側での手続きは特段不要です。)</p>
GXFC_入会手続	<ul style="list-style-type: none"> GXFCへの入会に際し、組織境界内に含む子会社等を明記することは必要か。 	<p>新規にGXFCに入会する場合、組織境界は伺いません。 GXFLに入会する際(意向計画書を提出いただく際)に、組織境界を設定いただけます。</p>
GXFC_入会手続	<ul style="list-style-type: none"> GXFCにはいつでも入会や脱退が可能か。 	<p>GXFCにはいつでも入会・脱退可能です。 なお、GXFLへの入会については、2026年度に入会したい場合は2026年6月末までに意向確認書の提出が必要となりますので、ご承知おきください。 GXFLからの脱退については事務局にその旨を届け出ることで可能です。</p>
GXFC_入会手続	<ul style="list-style-type: none"> GX率先実行宣言を提出している場合、GXフューチャー・コンソーシアムへ自動移行されるという理解でよいか。 	<p>GX率先実行宣言の有無と、GXFCへの自動移行は関係ありません。</p>
GXFC_入会手続	<ul style="list-style-type: none"> TCFDコンソーシアムまたはGXリーグから自動移行でコンソーシアム会員となる場合、移行に伴う通知などは行われるか。 GXFC会員への移行企業について、Webサイト上での会員リストは公開されるか。 	<p>TCFDコンソーシアムまたはGXリーグからの移行に伴い、特段の通知は行いません。2026年4月1日にGXFC会員となります。 GXFC会員企業リストをWebサイトで公表する予定です。</p>
GXFC_アカデミー	<p>ホールディング企業がアカデミーに加入している場合、その子会社もアカデミー開催のセミナー等に参加したり情報を得たりできるのか。そのような場合でも子会社は個別でアカデミーに加入する方がよいのか。</p>	<p>GXFCでは、ホールディングス等の親会社で入会いただいた場合、関連会社に新たに入会いただく必要はございません。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 2026年度も、GXリーグ第1フェーズの枠組みによる2025年度排出量実績報告は必要か。 2026年度以降のETS対象企業も、GXリーグ第1フェーズの枠組みによる2025年度排出量実績報告が必要か。 2026年度はGXFC/GXFLの取組と、GXリーグとが並行するのか。 	<p>GXリーグ参画企業におかれては、2026年度はGXリーグの枠組みによる排出量実績報告と、GXFC/GXFLの活動とが並行いたします。 具体的には、GX-ETS第1フェーズの枠組みにおいて、2026年度に2025年度排出量実績報告を実施いただく必要があります。本報告は、2026年度以降のETS対象事業者におかれても必要です。 また、フェーズ総計目標が未達となった企業におかれては、「超過削減枠又は適格カーボン・クレジットの調達」又は「未達理由の説明」(精算手続き)を実施いただく必要があります。 これら手続きの完了をもって、2026年度末でGXリーグは活動を終了いたします。 上記お手続きの詳細やスケジュールなどにつきましては、別途GXリーグ事務局からご案内いたします。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<p>当社はGXリーグにおいてGroup Gに該当する。2025年度実績はこれまで通りGXリーグガイドラインに従った報告が必要であり、その際は、第三者検証が必要という理解でよいか。</p>	<p>GXFLに入会するGXリーグ参画企業におかれては、2026年度は、「GXリーグ第1フェーズの枠組みによる報告」と、「GXFLの枠組みにおける報告」の2つの報告が必要となります。 GXリーグ第1フェーズの枠組みによる2025年度排出量実績報告についてはご理解のとおり、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインに基づく報告が必要となります。その際、GroupGの企業におかれては第三者検証が必須となります。 GXFLで必要となる2025排出量実績報告については、SHKにおける報告の写し又は移行計画の写しの提出をいただきます。その際、第三者検証は必要ありません。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> GXFC/GXFLと、2026年度からGX推進法に基づき実施される排出量取引制度とは別の枠組みか。 	<p>ご認識の通り、別の枠組みです。 「GXFC」と「GXFL」への入会は任意である一方、2026年度からGX推進法に基づき実施される排出量取引制度(以下「GX-ETS第2フェーズ」)においては、2023年度から2025年度の直接排出量が10万t-CO₂以上の法人が義務として対象となります。 なお、GX-ETS第2フェーズに関するお問合せについては、当該制度事務局までお願いします。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> GXFCへ入会することにより「TCFD提言への賛同」をしたことになるのか。 GXFCへの入会により、「TCFD提言へ賛同している」と宣言可能か。 	<p>GXFCは旧TCFDコンソーシアムの活動を継承しておりますが、GXFCへの入会により、「TCFD提言へ賛同している」ものとみなされません。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> GXFCへの入会に際し、TCFD提言への賛同や、TCFD提言に基づく情報開示の義務は生じるか。 	<p>いずれも義務はありません。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> GXFC会員への自動移行後、TCFDコンソーシアム又はGXリーグの会員資格ロゴは継続使用できるか。 	<p>TCFDコンソーシアム又はGXリーグにおけるロゴマーク使用規約をご確認ください。 なおGXリーグにおいては、GXリーグ参画企業が2027年3月31日までロゴマークを使用可能です。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<ul style="list-style-type: none"> TCFDコンソーシアムはGXFLリーグに統合され、なくなるのか。 	<p>TCFDコンソーシアムの総会で、GXFCに改組される旨を規約に記載することが承認されました。 これにより、TCFDコンソーシアムが存続することではなく改組されることとなります。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<p>TCFDコンソーシアム又はGXリーグで使用していたID・パスワードはどのような取り扱いとなるか。</p>	<p>GXFC及びGXFLでは、TCFDコンソーシアム又はGXリーグで使用していた各種ID・パスワードは使用いたしません。 なお、GXリーグにおいては、2026年度に実施いただく2025年度排出量実績報告等において、報告システム(GXL-IIMS)にログインいただく必要がありますので、引き続きID・パスワード等をお手元にお控えください。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<p>(GX推進法に基づき2026年度から実施される排出量取引制度に関するご質問)</p>	<p>排出量取引制度の問合せ窓口までお願いいたします。</p>
TCFDコンソ・GXリーグ・GX-ETSとの関係	<p>省エネ法、SHK制度、ETS、GXFLで算定範囲が異なったり、報告が複数あることで制度対応コストが増大している。これを軽減することは検討されていないか。</p>	<p>GXFLでは排出量実績報告について、「SHK報告様式の写し」又は「GX推進法における移行計画の写し」を提出いただくこととすることで、入会企業の報告負担を軽減できるようにしております。 なお、グループ単位の報告については、別途事務局で用意する様式で提出いただく必要がございます。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・GXFLへ入会するメリットについて教えてほしい</p> <p>①個社コミット/目標を設定した企業には補助金の枠が与えられる（どの補助金の枠組か）、②各WG（運営主体、参加企業提案）への参加ができる、の2点が含まれる認識で間違いはないか。</p>	<p>GXFLは、GX需要創出に向けて意欲的に取り組む企業の枠組みであり、予算を活用するための手段では無いことについてご理解ください。今後、カーボンニュートラルの実現に向けて、国全体で官民一体となって取り組むべきGX投資とそれによって供給されるGX製品・サービスの需要を創出することが必要となりますので、排出量の多寡を問わず、GXに賛同し、需要創出に積極的に取り組む企業がGXFLの参加企業の皆様であると位置づけております。</p> <p>そのため、GX予算の活用の有無に関わらず、GX需要創出に向けた活動を実施いただける企業に参画いただきたいと考えておりますが、GX予算の性格に鑑みて、そういった企業にこそ支援が行われるべき、という考えの下、支援策の検討も進めてまいります。</p> <p>その上で、GXFLへの入会には以下のようなメリットがあると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GXフューチャー・リーグに設置されるWGの設置提案及び設置されたWGへの参加 ・GX需要創出を推進する企業との交流・連携 ・GX関連予算の補助金や委託事業における要件の充足
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・GXFLとGX-ETSの関係についてご説明いただきたい。</p>	<p>排出量取引制度の導入をきっかけに、GX投資やGXに資する取組を通じた革新的な技術により生み出されるGX製品・サービスの創出が進んでいくことが期待されます。</p> <p>排出量取引制度の下でGX投資が促進され、サプライチェーンの上流でGX製品・サービスの創出が進んでいくことが見込まれる中で、GX需要創出に向けては、BtoBの経済活動におけるGX製品・サービスの調達と、最終消費者の選択の双方の取組が不可欠になります。</p> <p>そのため、GX投資を行う事業者の予見性を高め、リスクを軽減していくためにGX需要創出に取り組むことを目的に、GXFLを創設し、業種・業態・排出量の多寡にかかわらず、GX需要創出に向けては意欲的に取り組む企業の取組を推進していく予定です。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・GXFLに関する制度は今回の説明会で提示したものがすべてで、今後6月末までに追加・更新される予定はないか。</p>	<p>制度の大枠について、今後更新を行う予定はありません。</p> <p>今後、排出量実績報告に関する様式・ガイダンスを公表させていただく予定です。</p> <p>また、需要創出の取組への貢献度に応じたインセンティブの付与等のGX関連予算との紐付け等に関係に関する詳細について、今後、経済産業省の研究会で検討する予定です。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・GXFL会員の義務や要件等について、「GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会とりまとめ」（2025年12月）からの変更点はあるか。</p>	<p>各種要件の精緻化などを行っておりますが、大枠での変更点はありません。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・「GXフューチャー・リーグ会員規程」はいつ公表されるか。</p>	<p>3月下旬から4月上旬に公開予定です。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・GXFL会員となる要件や提出スケジュール、会員ステータスについて具体的に教えてほしい。</p>	<p>意向確認書を提出することで、「GXフューチャー・リーグ会員（期限付）」（以下「期限付の会員」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該会員資格は入会から当年度の10月末までとなります。 <p>・GXFLの会員となる企業においては、以下①～④の報告が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①：2030年度の直接・間接排出量目標（入会から10月末日まで） ②：GX需要創出・資金供給に関するコミットメント（入会から10月末日まで） ③：直接・間接排出量実績（毎年度10月末日まで（入会年度を含む）） ④：②に関する取組の進捗（毎年度10月末日まで（入会年度の翌年度から）） <p>・意向確認書の提出後、①②の報告を行うことで期限の定めのないGXフューチャー・リーグ会員となります。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・SHK制度の報告義務がない企業はどのように対応すればよいか。</p> <p>・グループ単位で代表企業がまとめて提出する場合、グループとしてはSHK報告を行っていないが、どのように対応すればよいか。</p>	<p>SHK制度と同じ方法で自主的に排出量を算定する機能が、SHKの報告システム（EEGS）上にあるため、グループ単位で提出す際にSHK対象外の企業が含まれている場合は、当該会社の排出量をそちらのシステムで算定してください。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・任意算定ツールとは、EEGSの温室効果ガス排出量任意算定・公表機能を指すか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
GXFL会員の権利・義務・メリット	<p>・直接補助金を受ける事業者だけでなく、補助金を受ける事業者に対する販売元もGXFLへの入会を要件とするか。</p>	<p>基本的にGX予算を直接活用する事業者を対象に、GXFLへの入会及び個社単位の目標・コミットメントの報告を要件とすることを想定していますが、各補助金での取り扱いについては、各補助金事務局にご確認ください。</p>
GXFL設置・会員の権利・義務・メリット	<p>・「GXFL」への入会は任意か。</p> <p>・2026年度から開始する排出量取引制度の対象事業者は入会が必須などはあるか。</p> <p>・GXFLへの入会に際し、排出量や売上等による要件はあるか。</p>	<p>GXFLへの入会は完全に任意です。排出量や売上などの要件のほか、GX-ETSの対象事業者は入会必須といった条件もございません。ただし、2026年度にGXFLへ入会を希望する場合、2026年3月3日から6月末までに以降確認書を提出いただく必要があります（7月1日以降に確認書の提出があった場合は、入会は翌年度となります）ので、ご留意ください。</p>
GXFL設置・会員の権利・義務・メリット	<p>・グループ単位で入会してグループ単位の目標・コミットメントを提出する場合、そのグループに含まれる個社であっても、目標・コミットメントをその個社単位のものも提出しなければ、GX予算の活用は認められないという理解でよいか。</p> <p>・グループ単位で入会し、代表企業が個社単位で「コミットメント」を実施していない場合は、代表企業はGX予算の活用の資格は得られないと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
GXFL設置・会員の権利・義務・メリット	<p>・補助金要件について、「中小企業を除く」との記載があるが、中小企業の定義は何か。</p>	<p>中小企業の定義については、個別の補助金の募集要項等の要件に依ります。各補助金での取扱い（加点方法や点数などを含む）に関しては、各補助金事務局にて検討されるため、こちらではお答えいたしかねます。各補助金の情報を適宜ご参照ください。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>説明資料中の「GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際に、GXFLへの入会を要件とする方針」、「需要創出に貢献する取組を審査における加点点要素とすることを検討」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GX関連予算の定義・範囲について教えてほしい。 ・対象事業の一覧リストは今後公表されるか。 ・今後、エネ特などGX予算から対象が拡大する可能性はあるか。 ・経済産業省だけでなく、他省庁の補助金や委託事業も対象となるか。 	<p>GX関連予算とは、GX経済移行債を活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行するための投資促進策です。令和4年度補正予算から措置されており、令和8年度当初予算についても「GX推進対策費」として関係省庁のHPに各事業の概要が公開されています。</p> <p>対象予算の拡大について、現時点では未定ですが、GX需要創出という目的を踏まえ今後検討いたします。</p> <p>またGX予算事業には経済産業省以外の省庁における補助金等を含め一律GXFLへの入会を要件とする予定です。</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>説明資料中の「GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際に、GXFLへの入会を要件とする方針」、「需要創出に貢献する取組を審査における加点点要素とすることを検討」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「XX補助金」「YY委託事業」は本措置の対象となるか。 ・加点はコミットメントの種類や内容で変動するとの理解でよいか。 ・入会する子会社が多いほど加点となる取り扱いはあるか ・コミットメントの項目が増えるほど加点上有利になるか。 ・GX率先実行宣言の宣言グレードが高いほど、補助金の加点上有利になるか。 ・どのコミットメントの場合はどの程度の加点になるなど、現時点での見込みはあるか。 ・加点措置の有無や点数は、補助金や委託事業により変わるか。 ・貢献度や加点により、補助金の補助率に影響はあるか。 ・上記情報が明らかにならないとコミットメントの提出に係る意思決定が困難である。 <p>研究会における議論・確定スケジュールについて教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究会のメンバー構成を教えてください。 	<p>GX関連予算の補助金や委託事業の審査において、GXフューチャーリーグへの入会及び個社単位の目標・コミットメントの報告を要件とする方針です。</p> <p>一方で、どのようなGX需要創出に関する行動を加点点要素とするかは、別途設ける研究会で今後検討予定です。</p> <p>研究会における議論及びこれを踏まえた取り扱いの決定については、現時点で具体的な時期はお答えしかねます。</p> <p>なお、各補助金での取扱い（加点方法や点数などを含む）に関しては、各補助金事務局にて検討されるため、こちらではお答えいたしかねます。各補助金の情報を適宜ご参照ください。</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>・意向確認書を26年6月末までに提出することで、26年度実施のXX補助金の対象となるか。</p>	<p>各補助金での取り扱いについては、各補助金事務局にご確認ください。</p> <p>なお、2026年6月末までに意向確認書の提出を行うことで、2026年10月末までは期限付のリーグ会員となるため、予算における要件は満たすこととなります。</p> <p>（ただし、2026年10月末までに目標・コミットメントを提出しない場合、11月1日を以て期限付のリーグ会員の資格を失います。）</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>・当グループは親会社（HD）のほか、子会社、孫会社、ひ孫会社と多数の会社を抱えており、子会社を親会社とするグループ（子グループ）も形成している。</p> <p>この場合において、当該子会社（子グループの親会社）が当該子グループの目標・コミットメントを報告することで、子グループ傘下の孫会社すべてが補助金の要件を満たすこととなるか。または、補助金を受けたい孫会社すべてが個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があるか。</p>	<p>GX予算を活用したい場合は、活用する事業者自身が個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があります。ご質問のケースでは、補助金を受けたい孫会社すべてが個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があります。</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>・当グループは親会社（HD）のほか、子会社、孫会社、ひ孫会社と多数の会社を抱えており、子会社を親会社とするグループ（子グループ）も形成している。</p> <p>グループ単位で入会（親会社（HD）が代表）した場合、上記子グループはGXFLに入会しない場合、親会社が報告する排出量目標・実績について、当該子グループ分を含んだものとすることは可能か。</p> <p>または、当該子グループ分の排出量を除く必要があるか。</p>	<p>原則として、親会社（HD）がグループ全体の数値から、GXFLに入会しない子グループ分を除いた数値を報告する必要があります。</p> <p>ただし、個々の状況に応じてご相談可能な場合がありますので、事務局までご連絡ください。</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>・GXFLの設置・運営期間は決まっているか。</p> <p>・GXFLでは2030年の排出目標と毎年度の進捗報告が求められるため、2030年度までの枠組みとの理解でよいのか。</p>	<p>GXFC、GXFLの運営期間の定めはありません。</p>
<p>GXFL_設置・会員の権利・義務・メリット</p>	<p>・現在GXリーグで実施している、GX実現に向けた企業の取組の公表は継続するか。</p> <p>・GXフューチャーリーグでは排出量報告とは別に、従来のGXリーグで求められていた「GXリーグ参画企業に求める取組に関する報告」に相当する報告事項は必要となるか。</p>	<p>GXフューチャーリーグのWebサイトにおいて、会員各社の排出量目標・実績のほか、GX需要創出・資金供給に向けたコミットメント及びその進捗を公表いたします。</p> <p>また、各社で実施するGX推進に向けた取組のうち、上記に該当しないものについても、任意で報告・公表できることとしております。</p> <p>このため、GXリーグで報告いただいていた「GXリーグ参画企業に求める取組に関する報告」は不要です。なお、2026年度中はGXリーグにおけるダッシュボードの更新・掲載を継続いたします。</p>
<p>GXFL_入会手続き</p>	<p>・GXFLへの入会単位と、目標・コミットメントの提出単位について教えてください。</p>	<p><u>GXFLへの入会単位</u></p> <p>GXFLでは、自社のみで入会する場合には「個社単位」、自社の他に入会する子会社等の関連会社がある場合には、組織境界を設定したうえで、グループ代表企業が関連会社を束ねて代表して「グループ単位」で、入会することを基本とします。</p> <p>ただし、グループ代表企業が会員にならない場合等においては、グループに所属する各企業が「個社単位」での入会することも可能です。</p> <p><u>目標・コミットメントなどの提出単位</u></p> <p>個社単位で入会した場合には、個社単位の目標・コミットメントの提出及び実績報告を、グループ単位で入会した場合には、組織境界に沿ったグループ単位の目標・コミットメント及び実績報告を提出いただけます。</p> <p>組織境界内の会員ごとの目標・コミットメントの提出及び実績報告は任意としますが、GX予算の活用の際には、会員であることに加えて、「個社単位」での目標・コミットメントの提出がなされていることを要件とする方針です。グループ代表企業は当該個社単位で報告を行う関連会社分についても、束ねて代表して提出を行います。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_入会手続き	<p>・グループ単位で入会する場合の組織境界について、連結や財務支配などのルールは定められているが。</p>	<p>子会社・関連会社（子会社等）及び当該子会社等の子会社等（代表企業からみた孫会社以下）といたします。 子会社・関連会社の定義は以下のとおりです。 子会社 会社法に基づき、直接間接合む議決権50%以上の会社 関連会社 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づく、議決権20%～50%までの会社 なお、同規則に基づき、議決権15%～20%については重要な影響があると判断された場合（下記①～⑤のいずれかに該当する場合）は関連会社となります。 また、自己＋緊密関係者・同意者の合算で20%以上となり、かつ下記①～⑤のいずれかに当たる場合も関連会社となります。 ①自社側の役員・使用人等が相手先の代表取締役・取締役等に就任 ②相手先への重要な融資（保証・担保含む） ③相手先への重要な技術供与 ④相手先との重要な販売・仕入等の取引 ⑤その他、重要な影響が推測される事実がある場合</p>
GXFL_入会手続き	<p>・グループ単位で入会する場合、組織境界内の個社を適宜追加・削除することは可能か。また、その場合の手続きについて教えてほしい。</p>	<p>追加の場合 可能です。ただし、7/1以降に組織境界内の個社を追加する場合は、当該個社は翌年度4/1以降にGXFL会員となります。 削除の場合 可能です。脱退を希望する場合は事務局が定めた様式を提出ください。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・A社とB社で出資比率が50%ずつの企業は、どちらの組織境界に含めるか、又は双方に含めるかといったルールはあるか。</p>	<p>A社とB社のいずれか一方の組織境界にのみ含まれる必要があります。 いずれに含むかに関しては、両社で協議の上ご判断ください。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・GXFLにグループ単位で入会した場合、組織境界に含む一部または全部の企業を非公表とすることは可能か。</p>	<p>グループ単位で入会した場合も、代表企業のほか、組織境界に含む一部又は全部の企業を非公表とすることはできません。 全ての企業がGXFL会員となり、Webサイトの会員一覧において公表されます。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・グループ単位で入会し、親会社（A社）の組織境界に含む一部の企業（B社）がGX関連予算の補助金や委託事業を活用したい場合には、B社のみが個社単位での報告を行えばよいか。 ・主たる会社が特株会社（A社）と事業会社（B社）に分かれており、この2社でグループ単位の入会となる場合、グループ全体(2社)の目標・実績は不要か。</p>	<p>グループ単位での入会には、グループ全体での目標・コミットメントの報告が必要となります。 その上で、B社のみが個社単位の目標・コミットメントの報告を行っている場合は、B社のみがGX関連予算の活用にあたっての要件を満たすこととなります。グループ単位の入会の場合、グループに属する会社が2社であってもグループ全体の目標・コミットメントの報告が必要です。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・グループの中で、親会社に加えて特定の1社のみがGXFLに参加したい場合、グループ単位で入会すべきか、各々個社単位で入会すべきか。 ・GXFLに対し、親会社が一部連結子会社を対象として入会し、一部別子会社は単体で入会することは可能か。 ・親会社と子会社がそれぞれ単体としてGXFLに入会することは可能か。</p>	<p>ご質問のケースにおいては、原則としてすべての子会社等を含めたグループ単位での入会をお願いします。グループ単位での入会が困難である事情がある場合などは、別途事務局までご相談ください。 なお、親会社がGXFLに入会しない場合においては、各子会社が個別に入会いただく形となります。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・親会社と子会社がそれぞれ個社としてGXFLに入会した後に、グループでの入会に切替えることは可能か。</p>	<p>可能です。ただし、7/1以降に入会を切り替える場合は翌年度にグループでの入会となります。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・当グループはHD制を採っており、CO2の算定はグループ全体の数値として実施している。この場合、GXFLへの入会単位は以下①②のいずれとすべきか。 ①HD会社のほか、グループ子会社をすべて組織境界に含む形で入会し、グループ全体の数値を報告 ②HD会社のみ個社で入会し、グループ全体の数値を報告</p>	<p>①、②いずれでも問題ございません。 ただし、②の場合は貴社グループ子会社はGXFL会員となりません。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・グループ単位で入会し、目標・コミットメントの提出はグループ単位のみとしたい場合において、事後的に一部の子会社を「個社単位での提出」に変更することは可能か。 ・可能な場合、手続きについて教えてほしい。</p>	<p>可能です。ただし、当該変更に必要な個社単位での目標・コミットメントを入会后10/31までに提出した場合は当年度から、11月1日以降に提出した場合は翌年度から「個社単位で目標・コミットメントの提出を行う企業」となります。 その際の手続きについては、意向確認書を再提出いただくことを想定しています。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・意向確認書の提出からGXFL会員まで、どの程度の期間を見込めばよいか。</p>	<p>意向確認書の記載事項に不備がない場合、GXFL会員になるうとする年度の4月1日に期限付リーグ会員となります。 なお、意向確認書の提出日が当該年度の4月2日から6月30日までの場合は、当該提出日に期限付のリーグ会員となります。 2026年度に関しては、2026年3月3日から4月1日までに意向確認書が提出され、受領通知が届いた場合には、2026年4月1日から期限付リーグ会員となります。4月2日から6月30日までの場合は、当該提出日に期限付のリーグ会員となります。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・意向確認書を提出しない場合は、GXFCにのみ移行するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・入会后、期限内に目標・コミットメントを提出せず会員資格失効となった場合、翌年度以降の再入会は可能か。</p>	<p>可能です。</p>
GXFL_入会手続き	<p>・GXFLからの脱退や再入会は可能か。 ・再入会を行う場合、一定期間の経過が必要等の要件はあるか。</p>	<p>GXFLから脱退する旨を事務局に届け出ることで、脱退が可能です。 再入会は特段の期間の経過等の制限なく可能です。ただし、当該年度に入会したい場合、前年度の7月から当年度の6月末日までに意向確認書を提出いただく必要があります。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_入会手続き	<ul style="list-style-type: none"> 「会員リストは公開予定。初回公開企業の締切は3月31日とする」とのことだが、この「会員」はGXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグの両方を指すか。 	ご理解のとおりです。
GXFL_入会手続き	<ul style="list-style-type: none"> グループ単位でGXFLに参加する場合、代表は業界団体等も想定されるか。業界団体のリーグ参加方法が設けられていれば教えてほしい。 	グループ単位での入会は業界団体ではなく、株式会社等の企業を想定しています。なお、自主行動計画を提出した業界団体は、GXFLにおけるWGにオブザーバーとして入会することが可能です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績は、GXFLに提出した組織境界により算定すればよいか。（組織境界から外した企業がある場合は、当該企業を除いて算定すればよいか。） 	ご理解のとおりです。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績における排出量の範囲を教えてください。 算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。 移行計画の写しを提出する場合も、算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。 	排出量目標・実績の対象ガスは、エネルギー起源CO2及び非エネルギー起源CO2です。対象排出量は、SHK制度における「基礎排出量」から「廃棄物の原燃料利用による排出量」及び「6ガス」を除いたものです。移行計画の写しの提出を行う場合は、別途排出量の算定結果を提出いただく必要はございません。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績は国内の排出量に限られるか。 グローバル排出量目標・実績を提出することは可能か。 	国内排出量のみが対象となります。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績について、直接・間接排出量の合算値を報告することは可能か。 	直接・間接排出量を分けて報告いただく必要があります。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の排出量目標について、NDC水準への整合など、指標や考え方はあるか。 事業拡大に伴い、排出量が増加する目標とすることも可能か。 GXリーグで報告・公表していた2030年度目標から変更することは可能か。 	GXFLにおける2030年度排出量目標は、各社において任意に設定可能です。なお、目標・実績いずれもGXFLのダッシュボードで公表されます。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 目標年度を2030年度以外とすることは可能か。 	2030年度以外の目標年度の設定はできません。すべての企業において、2030年度での排出量目標を報告いただきます。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の排出量目標について、基準年度は設定するか。 	基準年度の設定や基準年度排出量の報告は不要です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績の算定期間を4月から翌3月末以外で設定することは可能か。 GXリーグでは算定期間を任意に設定し、算定期間終了後7か月以内に報告としていた。GXFLでも同様か。 	排出量目標・実績の算定期間は、毎年4月から翌3月末までのみとなります。（任意の算定期間を設定することはできません。）すべての企業が、上記算定期間における排出量実績を、毎年度10月末までに報告する必要があります。なお、意向確認書の期限を6月末、排出量及びコミットメントに関する報告の期限を10月末とさせていただいた理由は、SHKの前年度実績報告期限が7月末であり、GX-ETS制度の毎年度の移行計画の提出期限が9月末であることを踏まえ、会員企業の負担軽減の観点から、それらの期限後に、GXFLにはそれらの写しを出せば済むように、リーグの報告期限を設定しています。事務局としては、上記の理由から、10月末を実績報告の期限とすることについて、会員企業に特段の問題が生じたり、大きな負担を強いることはないと考えています。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・実績の算定対象について、SHK制度では対象とならないものの、GHGプロトコルでは対象であるものを含めることは可能か。 	原則としてSHK制度における算定ルールに準拠いただきますが、GHGプロトコルにおける算定対象活動を含めることも可能です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の排出量目標について、一部または全部を非公表とすることは可能か。 	排出量目標の一部または全部を非公表とすることはできません。公表可能な目標の設定をお願いします。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の排出量目標について、目標設定の考え方は報告・公表可能か。 	目標設定に関する考え方について、任意で報告・公表可能としています。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度の排出量目標は、事後的に変更可能か。 	原則として2030年度の排出量目標を変更することはできません。ただし、法人の新設・合併・買収・事業譲渡・株式譲渡等の「構造的変化」により排出量が大幅に変動する場合を含め、外部市場環境の変化や技術の進展等に伴い、やむを得ない状況変化がある場合においては、事務局と協議の上修正を行える可能性があります。その場合、事前に事務局までご相談をお願いします。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 目標が未達の場合のパナルティやデメリットはあるか。 	現時点で特段のパナルティなどは想定していません。なお、目標・実績はいずれもGXFLのダッシュボードで公表されます。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 2030年が近づいた段階で、2040年度以降の目標設定が求められるのか。 	現時点では未定です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 当社ではGHGプロトコルに基づいて2030年度目標を設定しており、これにはJ-クレジットと当社で購入している非化石証書によるオフセットを想定している。この場合、 <ul style="list-style-type: none"> GXFLにおいて、GHGプロトコルに基づく排出量目標を設定することは可能か。 目標・実績報告において、J-クレジット・非化石証書を利用することは可能か。 	目標・実績の算定方法は原則としてSHK制度に準拠していただきますが、GHGプロトコルに基づくものでも構いません。活用可能なJ-クレジット及び非化石証書については、SHK制度における基礎排出量と同様とする観点から、以下取扱いといたします。 J-クレジット <ul style="list-style-type: none"> 直接排出量に対して、J-クレジットの利用（オフセット）は認められません。 間接排出量に対しては、 <ul style="list-style-type: none"> 他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ電力由来のJ-クレジット等を活用可能です。 他者から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ熱由来のJ-クレジット等を活用可能です。 非化石証書 <ul style="list-style-type: none"> 間接排出量に対して、 <ul style="list-style-type: none"> 他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、非化石証書を活用可能です。

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・J-クレジット・非化石証書について、親会社が購入したものを組織境界内の子会社等に適用することは可能か。 ・J-クレジット・非化石証書について、仲介会社が購入したものを当社及び組織境界内の子会社等に適用することは可能か。 	いずれも可能です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・GXリーグでは、仲介事業者等によるJ-クレジットや非化石証書の代理調達・無効化について、代理調達である旨を証する書類の提出が求められていたが、GXFLの排出量実績報告でも必要か。 	代理調達を証する書類の提出は不要です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社が代表して提出した、GX-ETSの親会社 + 密接関係者（子会社）の移行計画の写しがあれば、親会社も密接関係者(子会社)も「個社単位」で「2030年度の排出量目標」を提出したものとみなされるか。 	排出量目標の提出については、親会社が提出した密接関係者分も含む移行計画の写しの提出をもって、ETS対象の子会社等に関しては、個社単位の目標提出もしたこととみなします。ETS非対象の企業がグループに含まれる場合には、当該企業は個社単位の目標を提出したものとみなされませんのでご留意ください。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・SHK制度に基づく報告を行っている場合、別途GXFLに対して当該報告の写しの提出が必要か。又は、自動連係されるなどの対応はあるか。 	SHK制度で報告を行った様式の写しをGXFL事務局に提出いただく必要があります（自動連係は行われません）。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー使用量の定期報告のみ実施している場合、どのように実績報告を行う必要があるか。 ・省エネ法で報告しているエネルギー使用量データによる報告は可能か。 	省エネ法の定期報告で燃料使用量を報告している場合、地球温暖化対策推進法に基づくSHK制度の報告義務対象者に該当するため、SHK制度における報告もされているはずですので、社内での報告実績をご確認ください。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・SHK制度のバウンダリーとGXFL入会のバウンダリーが異なる場合（今回は特定の子会社だけが加入する場合）、SHK制度での報告値と、GXFL事務局への報告値が乖離していても問題ないか。 	SHK制度による報告は個社単位ですので、バウンダリーの差異といった問題は生じないものと理解しております。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量実績報告に第三者検証は必要か。 	第三者検証は不要です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量実績報告の内容を事務局が審査することは想定しているか。 	排出量実績報告においては、SHK制度に基づく報告、またはGX推進法に基づく移行計画の提出をいただきますので、GXFL事務局としてその内容を審査することは想定していません。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ代表企業と子会社が混在する複合事業所の排出量について、切り分け方法はSHK制度で定められている方法による設定・開示で問題ないか。 	SHK制度における算定方法に準拠してください。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は2025年度中に設立した企業であり、排出量実績の報告が困難である。どのように対応すればよいか。 ・当社は2025年度排出量を測定していないため、実績報告ができないがGXFLに入りたい。 	SHKの報告対象外であることなどにより、排出量の算定をされたことがない企業においては、排出量の算定を行い、実績報告が可能となった年度から入会をご検討ください。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・算定ガイドラインや報告様式はいつ公表されるか。 ・報告様式はGXリーグから変更となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量実績報告に係る様式・ガイドラインは2026年4月上旬頃に公表いたします。 ・当該様式などについては、GXリーグからは変更となります（新規に作成いたします）。 ・コミットメントに関する取組の報告は2027年度以降に実施するため、追ってご案内する予定です。 ・なお、算定方法についてはSHK制度に準拠いたしますので、SHK制度の「温室効果ガス算定・報告マニュアル」をご参照ください。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量実績報告ではSHK様式の写し又は移行計画を提出とのことであるが、グループ単位で報告を行う場合はどのように対応すればよいか。 	グループ単位での排出量実績につきましては、事務局にて別途用意する様式にて報告を実施いただけます。当該様式については、4月上旬に公表を予定しております。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量目標の提出を移行計画に代えた場合、実績報告において通常の提出方法に変えることはできるか。またその逆は可能か。 	取扱いの一貫性の観点から、目標と実績は同じ形式で提出いただくことを想定しています。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度（26年度）に25年度の排出実績の報告が必要とのことだが、当社はこれまでSHK制度に基づく算定・報告を行ったことがなく、準備に時間を要する見込みである。初年度の救済措置等はないか。 	排出量実績については毎年度10月末までを提出期限としていますが、2026年度に提出する2025年度実績に限っては、2026年12月末までを期限といたします。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当社はグループ内で自家発由来の電気・蒸気を供給している。このため、各グループ会社のSHK制度の届出実績を単純加算すると当社グループ合計量はダブルカウントとなってしまいが、どのように整理すればよいか。 	GHGプロトコルに従って算定する場合、グループ内企業から供給された電気又は熱の使用に伴う排出はグループのScope 2に含めず算定することが可能です。
GXFL_排出量目標・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量目標・コミットメントについては、メールで受付、その後、Webシステムが開発された後にシステムで提出とのことだが、排出量実績・コミットメント取り組みについても同じ扱いとなるか。 	排出量報告の具体的な方法については、後日ご案内いたします。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量目標やコミットメントを設定する際、強度・程度の基準はあるのか。 	ガイドライン及び本QAでご案内する事項のほか、強度等の基準はありません。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントに期限の設定は必須か。 	2030年度までを期限とするコミットメントをお願いいたします。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業環境の変化等により、入会時に選択・提出したコミットメントを変更・取下げすることは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度に向けたGX需要創出・資金供給の取組を促す観点から、原則として一度選択・提出したコミットメントを変更・取下げすることはできません。 ・ただし、外部市場環境の変化や技術の進展等に伴い、やむを得ない状況変化がある場合においては、事務局と協議の上修正を行える可能性があります。その場合、事前に事務局までご相談をお願いします。 ・なお、コミットメントの追加については年次で受け付ける予定です。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントの進捗（達成度）が遅れている/未達であることによるペナルティはあるか。 	コミットメントの進捗等に応じたペナルティなどの取扱いは想定していません。 なお、コミットメントの進捗は公表されます。事務局の求めに応じてコミットメントに関する取組状況の報告を行っていただけない場合には、会員資格を失う可能性がございます。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントについて、毎年必ず目標を達成しなければならないか。 	2030年度に向けた取組のコミットメントをいただきますので、毎年の取組報告時点で必ずしも達成している必要はありません。
GXFL_コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ・当社はXX業に属し、YY事業を行っているが、選択が推奨されるコミットメントの類型はあるか。 	事務局として、業種や事業内容等に応じて特定のコミットメントを推奨することはございません。 各社にてご検討・設定をお願いします。

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_コミットメント	・当社は外資系企業であるが、海外本社のGX方針に基づく既存の取組をコミットメントとして報告することは可能か。 ・海外の企業に対する取組は認められるか。	国内におけるGX需要創出・資金供給に貢献する取組であれば、コミットメントとして選択可能です。 国内外双方の企業適用される取組については要件としてカウントされますが、海外企業のみに対する取組は対象外となるため、国内に事業拠点を持つ企業も取組対象に含める必要があります。
GXFL_コミットメント	・グループ単位で入会した場合において、組織境界内の個社の取組をグループ全体のコミットメントとすることは可能か。	組織境界内に属する特定の個社による取組であっても、グループ全体に影響するグループ大での取組にあたる場合と評価できる場合には、グループ全体のコミットメントとすることが可能です。
GXFL_コミットメント	・グループ単位で入会する場合、グループ単位のものど個社のもので違うコミットメントを選択することは可能か。	可能です。
GXFL_コミットメント	・コミットメントに関する毎年度の取組み状況は、どの程度詳細に報告・公表する必要があるか。	コミットメントに関する進捗の報告については、追って様式・ガイダンスを公表予定です。ご案内までお待ちください。
GXFL_コミットメント	・コミットメントの内容及び進捗はダッシュボードで公表されるとのことだが、サプライヤー名や具体的数値など、社外非公開としたい情報を含む場合、ダッシュボードで公表される内容と、事務局へ提出する詳細内容を分けて提出することは可能か。 ・今後示される「加対象」を狙う場合、より踏み込んだ内容でのコミットメント提出が必要になると想定されるが、その場合公開内容と非公開内容を分ける運用は可能か。	・コミットメント及び取組の進捗については、公表可能な情報のみを提出いただきます。 ・補助金等における加対象に際しての評価方法等については、2026年に設置する研究会で議論・検討してまいります。
GXFL_コミットメント	・選択したコミットメントの提出について、定量的な目標の記載が難しい場合、定性的な目標のみを記載することは可能か。	必ずしも定量的な目標を求めないものもございます。各コミットメントの要件についてはガイダンスをご参照ください。
GXFL_コミットメント	・「A-1. GX製品実装促進宣言の実施」を選択すれば、そのみでコミットメントの要件を満たしたことになるか（2項目を選ぶ必要はないか）。	ご理解のとおりです。
GXFL_コミットメント	・今後コミットメントの類型を追加する予定はあるか。 ・XXという取組もコミットメントの一つとすべきではないか。	現時点で、提示している類型（A-1～C-3）のほかに、新たにコミットメントの類型を追加する予定はありません。各社のGX需要創出等の取組状況を踏まえ、必要に応じて検討いたします。
GXFL_コミットメント	・2025年12月に実施された次期GXL説明会資料内の12頁 参画要件②様式例の【排出量情報の開示】、【排出量算定の第三者認証の実施】についてはコミットメントから除外されたのか。	・分割して記載されていたコミットメントを、「B-2. キャパシティ・ビルディング支援・人的支援・技術支援」に集約したことによる変更となります。
GXFL_コミットメント	・当社は金融機関だが、「C)ファイナンス面の取組み」以外からの2つの選択でも問題ないか。	「C)ファイナンス面の取組み」以外からでも2つ選択いただけます。
GXFL_コミットメント	・各取組のエビデンス（例：Scope3算定結果、アライアンス証明等）は進捗報告時に提出が必要か。	・現時点で、すべての企業に対しエビデンスの提出を求める予定はありません。ただし、報告いただいた内容の確認等のため、個別に提出をお願いする可能性もあります。
GXFL_コミットメント	・コミットメントが要件に合致するか否かについて、個別に相談することは可能か。	可能です。
GXFL_取組・報告	・提出したコミットメントが要件を満たさない場合の修正対応にはどの程度の期間を見込めばよいか。	提出いただいた内容によりませんが、最大で1か月程度を想定しています。
GXFL_取組・報告	・コミットメントは実施済の取組でも可との説明があったが、過去に単発で実施したのではなく、継続的に実施していることが必要か。	ご理解のとおりです。過去のある時点で取組が完了し、今後実施予定がないものを含めることはできません。
GXFL_取組・報告	・GX率先実行宣言は、入会申請の時点で宣言を行う必要があるか。 ・いつまでに宣言を完了する必要があるか。 ・2026年10月時点では宣言を行う計画を提出し、11月以降に宣言を行うことも可能か。	・意向確認書の提出までに宣言いただく必要はありません。 ・2026年度入会企業は、2026年10月末日までに宣言を行う必要があります。（「宣言を今後行うことのコミットメント」は認められません。）
GXFL_取組・報告	・GX率先実行宣言でブロンズグレードでの宣言を行っている場合でも、コミットメントA-1の要件を満たすか（コンソーシアム入会要件を満たすか） ・宣言のタイミングで対象製品に関する数値目標のコミットは不要か。	・数値目標の有無等により、宣言のグレード（ブロンズ/シルバー/ゴールド）が異なります。詳細はGX率先実行宣言の概要をご確認ください。 ・なお、GXFL入会要件であるコミットメントにおいて宣言のグレードは問いません。
GXFL_取組・報告	・GX率先実行宣言の対象製品や運用などに関し、今後見直される予定はあるか。 ・率先実行宣言の対象製品・技術リストは今後見直されるか。その時期はいつか。	GX率先実行宣言についてはこれまでの運用実績を踏まえて制度の改善を検討してまいります。2026年度については、GXFLにおける運営会議提案型WGにおいて、GX率先実行宣言に係るWGを引き続き設置・運営する方針です。その際、GX率先実行宣言の運用やフォローアップなどについて議論する予定です。また、新たに設置する研究会においても議題とする予定です。
GXFL_取組・報告	・様式4によるコミットメントの提出とは別途、「GX率先実行宣言ひな形」（Excelファイル）の提出が必要か。 ・GX実行宣言は公表されるか。	GX率先実行宣言の実施には、当該宣言の詳細（エクセルひな形）を記載し事務局に提出することが必要となります。そのうえで、様式4には「〇〇製品に関し、XXグレードでGX率先実行宣言を実施」等と記載ください。
GXFL_取組・報告	・実施したGX実行宣言はWebサイト等で公表されるか。	・2025年度内はGXリーグのWebサイトで、2026年度からはGX推進機構のWebサイトで公表されます。
GXFL_取組・報告	・GX率先実行宣言の対象製品に「XX」は含まれるか。 ・GX率先実行宣言におけるGX製品の定義は何か	・GX率先実行宣言の対象製品・サービスについては、GX率先実行宣言の概要資料をご確認ください。 https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/%E3%80%90GX%E3%80%91GX%E7%8E%87%E5%85%88%E5%AE%9F%E8%A1%8C%E5%AE%A3%E8%A8%80%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88ver1.1%EF%BC%89.pdf ・そのうえで尚ご不明点がある場合、GXリーグの窓口（gx-league_rule_gxpd@nri.co.jp）までお問い合わせください。（2026年度より窓口のメールアドレスが変更となる予定です。その際は改めてお知らせいたします。）
GXFL_取組・報告	・グループ単位で入会した場合、親会社が子会社を含めた宣言をすでに行っている場合に当該子会社も宣言を行っているものとみなすことができることだが、逆に子会社独自でGX率先実行宣言を実施した場合、「需要創出に係るコミットメント」として個社単位で報告することは可能か。	親会社がGX率先実行宣言を行い組織境界内に当該子会社を含む場合及び子会社がGX率先実行宣言を行う場合のいずれかに該当するときは、当該子会社がGX率先実行宣言を実施したのとして報告いただけます。

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ単位で参加した場合、親会社の子会社を含めた宣言をすでに行っている場合に当該子会社も宣言を行っているものとみなすことができることだが、親会社がGX率先実行宣言の実施をコミットメントとする場合、子会社のコミットメントは「親会社が宣言を提出する」という内容で良いのか。 	<p>親会社がGX率先実行宣言を行い組織境界に当該子会社を含む場合には、当該子会社がGX率先実行宣言を実施したものと報告いただけます。親会社と子会社で同一の内容を記載ください。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社の子会社を含めて宣言済みの場合、「宣言済みとみなす子会社」の範囲はどこまでか。 	<p>GX率先実行宣言で適用範囲を「子会社」とした場合、子会社の範囲に関して補足がある場合は、補足説明が可能となっています。宣言における子会社の範囲については、当該説明に依るものといたします。 (本補足説明のために宣言を修正したい場合、事務局までご連絡ください。)</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言済のGX率先実行宣言の適用範囲を修正する場合（個社単位よりグループ企業含めへの修正）、どの程度修正に時間を要するか。その際、再度審査が行われるのか。 	<p>すでに宣言を実施済みの取組に関し、適用範囲のみを修正する場合、多くのお時間はいただかない見込みです。お手数ですが、GX率先実行宣言の窓口（gx-league_rule_gxpd@nri.co.jp）までお問合せください。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・GXFL入会当初はブロンズレベルで宣言し、その後具体的な数値目標を設定してシルバー・ゴールドレベルの宣言に差し替えることは可能か。 	<p>可能です。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「A-2. GX製品又はサービスの積極的調達又は販売」は「検討中のため選択不可」となっているが、要件詳細はいつ頃公開される予定なのか。 ・本要件の「GX製品またはサービス」にXXという製品は含まれるか。 ・「A-1. GX率先実行宣言」におけるGX製品との違いは何か。 ・2026年度入会期限までに要件は明らかになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「A-2」におけるGX製品・サービスについては、2026年度に新設する検討会で議論する予定ですので、恐れ入りますが、現時点では本コミットメントを提出いただけません。 ・ご案内の時期も現時点で未定です。ご理解の程よろしくお願いたします。
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・本要件に合致するアライアンスの定義は何か。 ・「A-3. 調達に関するアライアンス等の発起又は入会」について、本要件を満たすアライアンス例やリストを公表する予定はあるか。 ・XXというアライアンスへの加入は本要件に該当するか。 ・「GX製品の共同調達に向けた共同検討を実施している」というアライアンスは認められるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、具体的なアライアンス例やそのリストを公表する予定はありません。 ・当該アライアンスがGX製品の共同調達を行うことを主たる活動としている場合や、会員企業に対してGX製品の調達にコミットすることを義務付けている場合など、実効的な調達を主たる目的としたアライアンスであると認められる場合、本要件に該当します。
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・アライアンスで調達する対象となる製品・サービスは、どのように定義されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・GX率先実行宣言の対象製品・技術が対象となります。
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメントA-3で、どのアライアンスが該当するか事前に事務局にご確認することは可能か。 	<p>提出前に、事前に事務局にご相談いただくことは可能です。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・本要件における「中小企業」の定義は何か。 	<p>「B. サプライヤーとの協業」における中小企業の定義は、中小企業基本法に基づく中小企業とします。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーとの取り組みに関連するコミットメントに関し、サプライヤーの要件（対象範囲・割合等）の考え方はあるか（主要な1サプライヤーのみで良い、または購入量全体の〇〇%までのカバーが必要など） 	<p>サプライヤーの対象範囲（一次・二次等）や購入金額の多寡に応じた要件はありません。ただし、GXフューチャー・リーグにおける排出目標量・コミットメントの報告に関するガイダンスに記載の通り、中小企業であることが望ましいこととしております。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「B-1. GXに係るコスト負担に関する合意」について、当社ではサプライヤーとの書面の合意や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の下でサプライヤーと取引を行っている。この場合、何をもちこの要件に対するコミットメントとすればよいか。例えばパートナーシップ構築宣言を行っていることでコミットメントしているとみなされるのか、それともすべてのサプライヤーとの合意文書が必要となるか。 	<p>個別のサプライヤー企業と、連名で書面による合意を行うことが必要となります。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・B-1について、事務局として想定している具体的な該当事例があれば教えてほしい。 	<p>・主要サプライヤーと連携し、GX対応（省エネ設備導入、燃料転換、低炭素原材料への切替え等）に伴うコスト上昇分について、単価改定や長期契約の見直し等を行い、コスト負担の分担に関する合意書等を締結する等の取組を想定しています。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーとの合意書を電子的な文書（電子署名・電子契約等）により締結した場合、要件である「書面による合意」に該当するか。 	<p>電子署名による合意でも問題ありません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・合意の頻度について、価格改定等を年1回、または2年に1回程度行うケースでも、コスト上昇分についてサプライヤーと合意していれば、本コミットメントの要件を満たすと解してよいか。 	<p>サプライヤーと書面による合意を行っていれば、頻度は問いません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト増となった分全額を転嫁しなければコミットメントの要件を満たさないか（一部転嫁では不可か）。 	<p>公正取引委員会が公表する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿うものであれば問題ありません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・無償でのキャパシティ・ビルディング支援や技術支援等について、自社サプライヤーのみを対象とした取組である必要があるか。 	<p>自社サプライヤーが含まれれば、必ずしもサプライヤーのみを対象とした取組でなくても問題ありません。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーに対して知見・技術提供を行う姿勢は示しているものの、サプライヤーから支援の要請がない場合、本要件を満たすか。 (排出削減の知見を得るには、自社の製造プロセスやコスト構造に関わる情報を開示する必要があり、サプライヤーにとっては値下げ要請につながる懸念が強く、現実的には情報提供が難しいと考えている。) 	<p>コミットメントを行う段階では、必ずしも提供実績は必要ありません。 ただし、毎年度実施いただくコミットメントの進捗報告においては、公表可能な範囲で支援実績を報告いただきます。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーと合意を行ったことに係る証憑の提出は必要か。 	<p>証憑の提出は不要です。 なお、コミットメントとその取組の進捗はダッシュボードで公表されます。 具体的な支援額・割合に関する要件はありません。 設備投資に係る支援であれば、金銭的なものに限らず、融資に対する助言やプロセス診断等の支援も対象となります。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額のX%を支援しなければならない等の要件はあるか。 	<p>設備投資に係る支援であれば、金銭的なものに限らず、融資に対する助言やプロセス診断等の支援も対象となります。 サプライヤーの製品製造プロセスを診断し、適切な設備への入替を助言、支援する場合も、本要件を満たします。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・GHG削減等のプロセス診断し助言した場合においても、設備投資の最終判断は他社となる。このように、設備投資に至らない場合でもよいか。 	<p>サプライヤーの製品製造プロセスを診断し、適切な設備への入替を助言、支援する場合も、本要件を満たします。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーは国内企業（外資系を含む）に限られるか。 	<p>GXFLは日本の需要創出を目的としているため、国内企業（外資系を含む）のみが対象となります。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当社はリース事業を営んでいる。サプライヤーと連携し、エンドユーザーに排出削減に係る設備への投資をベンダーリースすることはコミットメント要件を満たすか。 	<p>自社サプライヤーに対する設備投資支援が対象となりますが、リース事業を対象としても構いません。 なお、設備投資における設備の取得・利用方法は、購入・リース等形態を問いません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・評価したサプライヤーの公表も必須となるか。 	<p>評価したサプライヤーの公表は必須ではありません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーの取り組みを採点評価・フィードバックは行方が表彰は行わない場合、認められるか。 	<p>表彰という形式自体は必須ではありませんが、当該評価対象のサプライヤーに対して何らかのインセンティブが与えられることをコミットメントの内容として想定しています。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・Scope 3の算定について、当社では連結グループ（当社単体及び連結子会社）を対象に算定し、第三者保証も取得のうえ開示している。この場合、連結グループでのScope 3の算定により、当社単体として「Scope3の算定」のコミットメントを満たすものとして取り扱われるか。 	<p>ご質問のケースにおいては、Scppe3の算定に係るコミットメントを満たします。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CFP又はScope3の算定にあたり、「サプライチェーンの企業との連携」は必須事項か。又は自社内のデータだけで算定することも可能か。 ・サプライチェーンからの一次情報が必要な場合、グループ会社も「サプライチェーンの企業」に該当するか。 	<p>CFP算定は業界で定められたガイドライン又は「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP実践ガイド」に、Scope3算定はGHGプロトコルに則ってください。その際、サプライチェーン企業との連携による一次情報を取得・活用することが望ましいと考えております（必須ではありません）。 その場合の「サプライチェーン企業」には、自社のグループ企業も含まれます。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CFPの算定とScope 3排出量算定の両方が必要となるか。 	<p>いずれか一方のみで要件を満たします。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CFPの算定とScope3算定の両方を実施することで、コミットメントを2つ行ったものとして取り扱われるか。 ①Scope3の排出量の算定を行うこと、②Scope3について任意のカテゴリに関する削減目標を設定すること、の2つを個別のコミットメントとして承認していただけるか。 	<p>1つのコミットメントとして取り扱います。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・B-5のCFP算定は、自社独自ルール（ISO 14040/44準拠）で行った場合も認められるか。業界/CFP実践ガイド準拠は必須か。自社ルールで算定した場合、前提ルールの妥当性を事務局が確認するなどのプロセスはあるか。 	<p>CFP算定は、原則として業界で定められたガイドラインがあればそれに則り、ない場合は経済産業省及び環境省が定めた「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP実践ガイド」に則ってください。 自社ルールによる算定をご検討される場合、事務局まで事前にご相談ください。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・Scope3の算定は、全てのカテゴリで実施する必要があるか。 ・Scope3 カテゴリ1について、全てのサプライヤーと協働することは困難なため、1つの製品だけを対象とすることは可能か。 	<p>GXFLにおいて、カテゴリを抽出した理由まで求めないが、Scope 3 排出量の算定はGHGプロトコルに則って算定することとされており、どのような理由でどの範囲を算定対象としたか（又はどの範囲を算定対象外としたか）を明確にするため、算定した排出量と併せて算定範囲及びその理由を開示することが必要とされていることも踏まえて算定対象を抽出ください。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーは国内企業（外資系を含む）のみが対象か。 	<p>・Scope3/CFP算定については、海外のサプライヤーの排出量も計上いただいで問題ございません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・「CFPに関し、算定を実施した製品名を事務局に報告すること」とあるが、様式4による報告とは別に報告し公開されないとの理解でよいか。守秘性の高い情報であり、また算定して顧客に提供するCFPデータ数が多いため様式4による報告には適さないが、様式4では製品数などの概要を報告することを想定している。 	<p>・様式4ではCFP算定を行う製品名の記載は任意となります。一方で、取組実績の報告時には、CFP算定を行った製品名の記載が必須となります。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CFP算定の必要製品数はあるか。 	<p>必要製品数についての指定はありません。</p>
GXFL_取組・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CFP・Scope3の算定に対して第三者認証は必要か。 	<p>第三者認証についての指定はありません。</p>

GXフューチャー・コンソーシアム、GXフューチャー・リーグに関するご質問への回答

GXFL_取組・報告	・CFP算定はEPD発行でも代用可能か。	EPDのうち、CFP算定に係る情報を様式に明記できる場合、コミットメントの1つとして提出することは可能です。
GXFL_取組・報告	・個社EPD/CFPでなく、業界団体にデータを提供したうえで業界代表EPD/CFPを公表することでコミットしたことみなせるか。	CFP・EPDは業界代表値でなく、個社の特定製品について算定することが必要となります。
GXFL_取組・報告	・事業会社によるサプライヤー・エンゲージメントの活動は認められるか。	投融資先を対象としたエンゲージメントを対象とするため、認められません。「B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援」、「B-3. 設備投資支援」等から、要件を満たす取組をご選択ください。
GXFL_取組・報告	・本コミットメントに購入金額の多寡の要件はあるか。	購入金額は任意です。
GXFL_取組・報告	・CT国債を購入済みの場合、2030年度までに追加購入がなくても、コミットメント及び取組状況の報告を行うことは可能か。	将来的にCT国債の購入予定がない企業でも、過去に購入したCT国債をコミットメントの提出時点で継続して保有している場合には、コミットメントとすることが可能です。
WG	・ワーキンググループに参加することのメリットを教えてください。	GXFLでは、GX需要創出・資金供給に向けて業界を越えた企業間連携や官民連携を行う場としてWGの活動を実施します。WGの設置提案、又は設置されたWGへの参加を通じ、ルール形成に向けた議論において自社の取組などを踏まえた意見だしが行えるほか、同じ目線を持つ企業との連携・交流が期待されます。
WG	・GXリーグでは4月頃からWG募集がスタートし、6月・7月頃に各WGが発足していたが、GXFLにおけるスケジュールはどのような見通しか。	WGのスケジュールや要件などの詳細は、4月以降にご説明予定です。
WG	・WG設置の流れはGXリーグと同様か。	WGへの参加は各社の任意となります。
WG	・GXFLにおいてWGへの参加は任意か	現在のGXリーグで組成・運営されているWGがそのまま自動で継続することはありません。2026年度以降、GXフューチャー・WGの枠組みで新たにWGが募集・組成されます。
WG	・現GXリーグ傘下の各種WGは継続設置・運営されるか。	現時点では、GXリーグで実施していた「GX製品社会実装促進WG」とTCFDコンソーシアムにおけるラウンドテーブルやガイドブック作成の活動を引き継いだ「開示・金融WG」を、運営会議設置型WGとして設置することを想定しています。
WG	・現行GXリーグのGX人材市場創造WGで検討されたGXスキルやロール等について、今後どのように議論されるのか、又は議論されないのかを教えてください。	その他のWGについては、今後の案内をご確認ください。
WG	・2026年度以降に設置・運営が見込まれる具体的なWGはあるか。	GXFLに入会后、WGの設置を提案いただくことは可能です。提案いただいたWGを実際実施するかどうかは、GXFCの運営会議で決定いたします。
WG	・XXというテーマを取り扱うWGの提案は可能か。	子会社も含めてGXFL会員のため、WGの設置提案が可能です。
WG	・グループ単位でGXFLに参加した場合、グループ代表企業（親会社）の意向にかかわらず、子会社の会員企業がWGの設置提案を行うことはできるのか。	個別のWG規定に従いますが、指名を受ける必要は無く、WGメンバーとなるためには、申し込みを必要とする予定です。
WG	・設置されたWGに参加するためには、事務局から指名を受ける必要があるか。	WGの活動や頻度は、それぞれのWGで定めることとなります。
WG	・ワーキンググループの開催頻度はどの程度を想定しているか。	WGの活動はそれぞれ異なるため、コンソーシアム全体で共有されるもの、WGの中でのみ共有されるもの双方があると考えられます。GXFCのクレジットで発表されるレポートなどは、発表前にGXFC会員全体に共有されることを想定しております。
WG	・フューチャーリーグのWG成果物は、コンソーシアム会員全体に展開されるか。	現時点で、6月までの間にGXFL会員のみが参加可能なイベント等は予定していません。4月以降、WGの設置・運営等に関する説明を予定しておりますが、こちらはGXFC全体へのご案内を予定しています。
全体スケジュール	・3月中に意向確認書を提出しないと、GXFLにおける4月1日以降の活動に参加できないと理解している。4月から意向確認書の提出期限である6月までに、GXFLにおける大きなイベントは想定しているか。	GXFLのダッシュボードでは、GXFC会員各社の排出量目標・排出量実績・コミットメント・コミットメントの進捗を公開する予定です。グループ単位の入会で、目標・コミットメントをグループ単位で提出している場合には、グループ単位での上記情報を公表します。個社単位の入会の場合又はグループ単位の入会で個社単位の報告を行う企業が含まれる場合、当該個社単位の目標・コミットメントを公表します。
その他	・GXFLにおいて新しいダッシュボードはどのようなイメージか。	主担当と副担当2名の、計3名まで登録可能です。
その他	・GXFLの窓口担当者は何名まで登録可能か。	当面、以下お問合せ先までお願いいたします。 GXフューチャー・コンソーシアムについて gxfc_uketsuke@gxa.go.jp GXフューチャー・リーグについて gxfc.gxfl-info-ext@nri.co.jp
その他	・今後のGXFC、GXFLの間合せ窓口を教えてください。	